

北はりま消防組合「組合章」公募要項

1 趣旨

北はりま消防組合は、令和3年4月1日で組合設立10周年を迎えましたが、組合のシンボルである「組合章」を組合設立当初から制作していません。そこで、組合設立10周年を機に、これからの北はりま消防組合に相応しい組合章を制作したいと考え、そのデザインを皆様に応募していただくものです。

2 応募資格等

- (1) 年齢、デザイン経験の有無等、資格は問いません。
- (2) 公募要項に同意いただける方であれば、個人でも団体でも、どなたでも応募が可能です。
- (3) 応募点数に制限はありません。

3 組合章の制作条件

- (1) 組合旗、襟章バッジ等にも使用できるデザインであること。
- (2) 図案は、用紙の地色は含まず、4色以内とすること。なお、ぼかし（グラデーションなど）は不可とする。
- (3) 単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであること。
- (4) 自作の未発表作品で、他に類似するものがないこと。
- (5) 応募作品は返却しない。

4 応募作品の提出について

(1) 応募作品

組合章デザイン（電子データの場合は、J P E GまたはP D Fファイルで提出してください。）

- (2) 別紙応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA4版白色用紙を縦長で使用し、用紙1枚に1作品とする。
- (3) 応募に当たっては、「デザインの趣旨」、「郵便番号と住所」、「氏名（ふりがな）」、「年齢」、「電話番号」、「メールアドレス」、「使用したOS、アプリケーションの名称及びバージョン、使用したデータの仕様等」を用紙に記載すること（別紙応募様式以外の様式で制作する場合は、任意の様式に記載すること。）。

なお、採用作品については、デザインの趣旨、氏名、住所（都道府県・市町名まで）は公表します。公表を拒否される場合は、採用決定連絡時に申し出てください。

(4) 応募期間

令和3年5月10日（月）から令和3年6月30日（水）まで

(5) 応募先

〒677-0054

兵庫県西脇市野村町 1 7 9 6 番地の 5 0 2

北はりま消防組合設立 1 0 周年記念事業実行委員会（以下「当委員会」という。）

メールアドレス：fd_kitaharimal0th@kitaharimal19.net

(6) 応募方法

ア 持参（締切当日到着）

イ 電子メール（締切当日到着）

件名は「北はりま消防組合章応募」としてください。

ウ 郵送（締切当日消印分まで有効）

折り曲げないよう留意し、封筒に「北はりま消防組合章応募」と記載してください。

※FAXは不可とする。受付通知はしません。

5 選定方法

- (1) 応募された作品は、当委員会で採用候補作品 5 点を選考し、北はりま消防組合管理者会で採用作品 1 点を選定する。なお、北はりま消防組合管理者会において、協議による選定が困難な場合は、次の投票方法により選定する。

【投票方法】

1 次選考：1 人 3 作品を選考のうえ投票し、得票数の多い 2 作品を選定する。

最終選考：1 人 1 作品を選考のうえ投票し、得票数の多い作品を採用作品として選定する。

- (2) 選考経過については非公開とします。また、選考過程の問合せには対応しません。

- (3) 次に該当するものについては、審査の対象外とします。

ア 第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれのあるもの。

イ 既に他の地域で採用されているもの又は採用されたものに類似するもの。

ウ 政治的・宗教的・商業的メッセージを含むもの。

エ 反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの。公序良俗その他法令の規定に反するもの。

オ 採用後であっても、ア～エの条件に該当していたことが判明した場合、採用は無効となります。また、デザインが類似と認められた場合も、採用を取り消すことがあります。これらに伴い、発生するトラブル、損害などは、当委員会では負いかねますので、ご注意ください。

6 入賞発表

令和 3 年 9 月頃に採用者に直接通知します。また、北はりま消防組合ホームページ等で発表します。ただし、選考の都合上、発表時期については前後する場合があります。

なお、不採用者への通知は行いません。

7 賞品

採用作品 1 点 商品券又は図書券 1 万円および表彰状を贈呈します。

8 注意事項

応募者は次の各事項について承諾のうえ、作品の応募をお願いいたします。

(1) 応募作品の知的財産権等について

ア 応募者は、応募作品が採用された場合、当該作品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、商標権、意匠権、その他の知的財産権、所有権等一切の権利を北はりま消防組合に無償で譲渡する。また、当該作品に関する著作人格権その他一切の人格権を北はりま消防組合及びその指定する者に対して行使しない。

イ 応募作品に関する知的財産権その他の一切の権利の全部又は一部について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、もしくは担保に供する等の処分をし、又は商標登録の出願・登録手続等を行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがあります。

ウ 全ての応募作品について、北はりま消防組合は、広報・記録等を目的とした印刷物、WEB、展示会等において無償でこれを使用できるものとする。

エ 応募者は、第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれがないこと、及び既に他の地域で採用されたものに類似のものではないことを確約する。それらの違反があった場合には、応募者が自らの負担と責任において一切を処理すること。なお、必要に応じて、制作過程に関する情報や制作段階におけるスケッチ等の関連資料を確認する場合がある。

(2) 個人情報の取扱いについて

応募者の個人情報の取扱いについては、作品の審査及び発表の範囲内においてのみ利用し、本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはありません。なお、4の(3)に記載のとおり、採用者の氏名、住所（府縣市町名）と作品の趣旨については、公表します。

(3) 採用作品の修正について

採用作品の使用にあたっては、原案を尊重しながら、補正・修正および文字の付加、あるいは他の書体等との組合せなど、組合章の修正をお願いし、完成版とすることがあります。また、必要によって、編集可能なデータ形式でのファイルの提出をお願いすることがあります。なお、補修等についての同意が得られない場合、決定後であっても、採用決定を無効とします。

(4) その他留意事項

ア 応募に要する費用はすべて応募者の負担とします。また、応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害については責任を負いません。何らかの障害、事故等でデータファイルが開けない、郵送物が届かない等の問題が発生した場合についても責任を負いません。

イ 北はりま消防組合は、応募作品の管理に万全の注意を払いますが、天災その他の不

慮の事故等に基づく破損、紛失等について責任を負えない場合がありますので、応募作品に係るデータ等のバックアップは各自で御対応ください。

ウ 未成年者の方は、応募に当たり、親権者等の法定代理人の同意を得た上で応募してください。採用作品の決定に当たっては、著作権等の権利譲渡や賞金授受等に関して改めて親権者等の法定代理人の同意書が必要になります。

エ グループでの応募の場合、応募作品の制作に関わった方全員が、本要項を承諾の上、全員の氏名を添えて応募するものとします。応募時に記載したメンバー以外の方が創作に関わったことや、メンバーの一部が公募要項を承諾していないことが判明したときは、応募を無効とすることがあります。

オ 本要項の内容（スケジュール、注意事項等）については、当委員会の判断により変更又は追加することがあります。その場合は、それまでに既に応募した方で、これに同意できない方は、その応募を撤回できますが、応募に要した費用その他損失・損害等の負担には応じません。

カ 公募要項の内容も含め、応募に関する一切の事項は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、応募に関して紛争が生じた場合には、北はりま消防組合の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

9 その他

その他、組合章の選定に関し必要な事項については、当委員会において定める。